

3. <sup>きゅうじゅうたく としせいびこうだん げんとしさいせいきこう</sup>  
旧住宅・都市整備公団（現都市再生機構），

<sup>じゅうたくきょうきゅうこうしゃ じゅうたくきょうかい かいはつこうしゃ</sup>  
住宅供給公社，住宅協会，開発公社，

<sup>とどうふけん しちょうそん しょううまた かんり ちんたい</sup>  
都道府県，市町村などが所有又は管理する賃貸

<sup>じゅうたくいがい いがい</sup>  
住宅以外のもので4～7以外のもの。

4. <sup>かいしゃ だんたい かんこうちょう しょううまた かんり</sup>  
会社，団体，官公庁などが所有又は管理してい

て，その<sup>しよくいん しよくむ つごうじょう きゅうよ いちぶ</sup>  
職員の職務の都合上または給与の一部として

<sup>きよじゅう じゅうたく やちん しはら うむ と</sup>  
居住させている住宅。家賃の支払いの有無を問わない。

<sup>どくしんりょう ふく</sup>  
（独身寮を含む。）

5. <sup>きゅうじゅうたく としせいびこうだん げんとしさいせいきこう</sup>  
旧住宅・都市整備公団（現都市再生機構），

<sup>じゅうたくきょうきゅうこうしゃ じゅうたくきょうかい かいはつこうしゃ</sup>  
住宅供給公社，住宅協会，開発公社，

<sup>とどうふけん しちょうそん しょううまた かんり ちんたい</sup>  
都道府県，市町村などが所有又は管理する賃貸

<sup>じゅうたく</sup>  
住宅。

6. <sup>まがり へや いがい</sup>  
間借りした部屋で，3～5以外のもの。

7. <sup>ぐるーぷほーむ けあほーむ ふくしほーむ またかいご</sup>  
グループホーム，ケアホーム，福祉ホームなど。又介護

<sup>ほけん にんちしょうたいおうがたぐるーぷほーむ じちたいどくじ</sup>  
保険の認知症対応型グループホームや自治体独自の

<sup>じぎょう おこな ふく</sup>  
事業で行われているものも含む。

8. <sup>せんたくし いがい</sup>  
選択肢1～7以外のもの。

とい  
問5

いっしょく かぞく  
一緒に暮らしている家族  
  
をこた  
お答えください。あては  
まるものすべてに○をして  
ください。

げんざい だれ く せんたくし  
現在、誰と暮らしているのかについて、選択肢1～4に○を  
してください。ひとりぐ かた  
一人暮らしの方は6に○をしてください。なお以下  
におす  
住まいの方は記入は不要です。ぐるーぶほーむ、  
けあほーむ ふくし ほーむ かいご ほけん にんちしょう  
ケアホーム、福祉ホームなど。(介護保険の認知症  
たいおうがたぐるーぶほーむ じちたいどくじ じぎょう おこなわれて  
対応型グループホームや自治体独自の事業で行われて  
いるものもふく  
含みます。)

とい  
問6

こんご  
今後、どのように暮らした  
いと かんが  
と考えていますか。  
あてはまるもの1つに○を  
してください。

こんご  
今後、どのように暮らしたいかについてこた  
答えてください。わからな  
ばあい せんたくし  
い場合は、選択肢7に○をしてください。あてはまるものが選  
択肢1～5までにはないばあい せんたくし ぐたいてき きにゆう  
場合は選択肢6に具体的に記入して  
ください。こ ばあい  
子どもの場合はおとなになったときにどのような暮らし  
をしたいかあてはまるものに○をしてください。なおげんざい  
現在のまま  
でよいかた せんたくし  
方は選択肢1に○をしてください。

とい  
問7

しょうがい にちじょう  
障害により日常  
  
せいかつじょう ししょう  
生活上の支障が  
  
しょう  
生じた(支障が  
あるとき  
気づいた)のは  
なんさい  
何歳ごろですか。

にちじょうせいかつじょう じしん ふじゆう かん せいかつ  
日常生活上でご自身が不自由に感じたり、生活の  
しづらさをかん ねんれい かぞく ししょう しょう  
感じた年齢、または、家族に支障が生じはじめ  
たと気づいたき ねんれい きにゆう ししょう しょう  
年齢を記入してください。支障が生じはじめ  
た年齢がわからないばあい せんたくし  
場合は選択肢2に○をしてください。

とい  
問8

にちじょう せいかつじょう  
日常生活上の

ししょうが しょう  
支障が生じはじめた

(ししょうがあるとき  
支障があると気づいた)

あと ししょう どあ  
後、支障の度合いは

へんか  
変化していますか。あて  
はまるもの1つに○をして  
ください。

とい  
問9

おおむ かげつ  
概ねこの6ヶ月の

あいだ しょうがい  
間に、障害による

にちじょうせいかつ おく うえ  
日常生活を送る上

での ししょう どの ていど  
支障はどの程度

しょう  
生じましたか。あてはま  
るもの1つに○をしてくださ  
い。

にちじょうせいかつじょうしししょう しょう  
日常生活上の支障が生じはじめた後の変化につい

て、あてはまるもの1つに○をしてください。わからない場合は

せんたくし  
選択肢5に○をしてください。

しょうがい にちじょうせいかつじょう ししょう  
障害による日常生活上の支障について、直近6

かげつかん じょうきょう こた ただ が  
ヶ月間の状況について教えてください。に但し書き(※1

～3)にあるように、しょうがい かんけい いちじてき  
障害に関係のない一時的なもの、

にゆういんきかん ふく けいぞくてき みまも  
入院期間は含めないでください。また継続的な見守り

とう ひつよう ばあい せんたくし  
等が必要な場合は選択肢1に○をしてください。

とい  
問 10

せんたくし じょうたい きほんてき かんが かつ  
(それぞれの選択肢の状態の基本的な考え方)

おおむね かげつ  
概ね この6ヶ月の

ひとり いっぱんてき しゃかいせいかつ じかん なが  
1 一人でできる…一般的な社会生活の時間の流れ

あいだ にちじょうせいかつ  
間の日常生活を

そ ほか ひと えんじょ かいご じぶん おこな  
に沿って、他の人からの援助や介護なしで自分で行え

おく うえ ししょう  
送る上での支障はどの

じょうたい ほそうぐ ふくしやうぐ しやう かま  
る状態です。(補装具や福祉用具を使用しても構いませ

ようなものでしたか。あて

ん。)

はまる じょうたい  
はまる状態に○を1つ

じかん ひとり ほか ひと えんじょ  
2 時間をかければ一人でできる…他の人からの援助や

してください。

かいご じぶん おこな いっぱんてき じかん なが  
介護なしに自分で行えますが、一般的な時間よりも長

じかん よう じょうたい ほそうぐ ふくしやうぐ しやう  
い時間を要する状態です。(補装具や福祉用具を使用しても

かま  
構いません。)

みまも こえか どうさ  
3 見守りや声掛けがあればできる…動作そのものはできます

と だれ こえ か どうさ  
が、それに取りかかるためには誰かが声を掛けたり、その動作

さいご みまも ひつよう しじ  
がきちんと最後までできるかを見守って、必要な指示をするこ

もと じょうたい ばあい じかん  
とが求められる状態です。(この場合、時間がかかってもで

いちぶかいじょ ぜんぶかいじょ ひつよう がいどう  
ければ「一部介助(全部介助)が必要」には該当しませ

ん。)

しかくしょうがい かつ しょくじ せんたく ひとり  
視覚障害の方などで、食事や洗濯など、一人でできる

かいじょ ほう せんたくもの よご かくにん  
が、介助があつた方が洗濯物の汚れの確認ができる

ばあい しょくじ とう ばあい がいどう  
場合や、食事がしやすい等の場合が該当します。

いちぶかいじょ ひつよう どうさ  
4 一部介助が必要…その動作をやりとげるためには、

だれ とうさ いちぶ ほんにん か おこな しんたい  
誰かが動作の一部を本人に代わって行ったり、身体を

ささ ぐたいてき えんじょ かいご ひつよう じょうたい  
支えるなどの具体的な援助や介護が必要な状態で

す。(この場合、時間がかかっても一部介助で動作ができれば

ぜんぶかいじょ ひつよう がいとう  
ば「全部介助が必要」には該当しません。)

5 ぜんぶかいじょ ひつよう とうさ おこな こんなん  
全部介助が必要…その動作のすべてを行うことが困難

だれ とうさ か おこな じょうたい  
であり、誰かに動作を代わって行ってもらったりする状態  
です。

6 けいけん きかい しょうがい にゅうようじ  
経験がない・機会がない…①障害のある乳幼児な

ねんれいてき とうさ おこな けいけん きかい ばあい  
ど年齢的にその動作を行う経験や機会がない場合を

そうてい せいかつ けいけん かんきょう  
想定しています。②それまでの生活の経験や環境か

とうさ けいけん きかい じっさい  
らその動作を経験する機会がないために、実際にできるか

ばあい そうてい  
どうかわからない場合を想定しています。

「<sup>しよくじ</sup>食事をする」

・<sup>かてい</sup>家庭での<sup>しよくじ</sup>食事についての<sup>しつもん</sup>質問です。<sup>しよくじ</sup>食事の<sup>けいたい</sup>形態（例

<sup>きざみ</sup>きざみ食、<sup>りゆうどうしよく</sup>流動食）は<sup>と</sup>問いません。<sup>ほんにん</sup>本人が<sup>しよくたく</sup>食卓につ

<sup>はいぜん</sup>き、<sup>じょうたい</sup>配膳された<sup>しよくじ</sup>状態で<sup>こた</sup>食事ができるかについて<sup>こた</sup>お答えく  
ださい。

・<sup>とくべつ</sup>特別な<sup>すぶーんとう</sup>スプーン等の<sup>きき</sup>機器を使用して、<sup>ほか</sup>他の<sup>ひと</sup>人の<sup>かいご</sup>介護が

なければ<sup>ひとり</sup>「一人<sup>ひとり</sup>でできる」として<sup>ひとり</sup>ください。

・<sup>しよくじ</sup>食事は<sup>ひとり</sup>一人<sup>ひとり</sup>でできるが、<sup>すわ</sup>座っている<sup>しせい</sup>姿勢を<sup>いじ</sup>維持するために

<sup>ささ</sup>支えることが<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>ばあい</sup>場合は「<sup>いちぶ</sup>一部<sup>かいじよ</sup>介助が<sup>ひつよう</sup>必要」として<sup>ささ</sup>くだ  
さい。

・<sup>しかくしようがいしゃ</sup>視覚障害者が、<sup>ひとり</sup>一人<sup>しよくじ</sup>で<sup>ばらん</sup>食事ができるが、<sup>そーす</sup>バラ<sup>そーす</sup>ンや<sup>そーす</sup>ソースや

<sup>しようゆ</sup>醤油の<sup>ふくろ</sup>袋などを<sup>くち</sup>口に<sup>しえん</sup>いれないように<sup>ひつよう</sup>するため<sup>しえん</sup>支援が<sup>ひつよう</sup>必要

な<sup>ばあい</sup>場合は「<sup>みまも</sup>見守りや<sup>こえか</sup>声掛けが<sup>せんたく</sup>あれば<sup>せんたく</sup>できる」を<sup>せんたく</sup>選  
択して<sup>せんたく</sup>くだ  
さい。

・<sup>す</sup>好きな<sup>もの</sup>物しか<sup>た</sup>食べない、<sup>しよくじ</sup>食事を<sup>お</sup>終わらせる<sup>お</sup>ことが<sup>お</sup>できないなど

のため<sup>かいじよ</sup>についきりでの<sup>ひつよう</sup>介助が<sup>ばあい</sup>必要な<sup>ぜんぶ</sup>場合は「<sup>ぜんぶ</sup>全部<sup>かいじよ</sup>介助

<sup>ひつよう</sup>が<sup>ひつよう</sup>必要」として<sup>ひつよう</sup>ください。

・<sup>べつど</sup>ベッドから<sup>しよくたく</sup>食卓への<sup>いどう</sup>移動については「<sup>いえ</sup>家の中<sup>いどう</sup>を<sup>いどう</sup>移動する」

で<sup>き</sup>お聞き<sup>こた</sup>しますので、<sup>こた</sup>ここでの<sup>こた</sup>お答えは<sup>こた</sup>ありません。

・<sup>しよくたく</sup>食卓を<sup>しよつき</sup>きれいに<sup>なら</sup>して、<sup>た</sup>食器を<sup>あと</sup>並べる。<sup>しよつき</sup>食べた<sup>しよつき</sup>後、<sup>しよつき</sup>食器を

<sup>かたづ</sup>片<sup>はいぜん</sup>付けるという、<sup>げぜん</sup>配膳や<sup>どうさ</sup>下膳の<sup>しつもん</sup>動作についての<sup>しつもん</sup>質問で

「衣服の着脱をする」

「排便をする」

す。

・調理や料理の食器への盛り付け、下膳した食器の

洗浄はここではお聞きしていません。

・下着から上着までの衣服を着たり、脱いだりする動作について

の質問です。

・靴下のみ介助してもらっており、他は自分でやっているよ

うな場合は「一部介助が必要」としてください。

・衣服は自分で着られるのだが、その場に適した衣服の選択

に支援が必要であったり、衣服の組み合わせに助言が

必要な場合は、「見守りや声掛けがあればできる」としてくだ  
さい。

・排便や排便に関する動作についての質問です。

・人工肛門や人工膀胱、自己導尿などの方は、

本人が自己管理している場合は「一人でできる」としてくださ

い。また、時間をかければ本人が一人でできるがトイレに間に

合わないため介助したり、おむつを使用している場合は「時間

をかければ一人でできる」としてください。

・ベッドからトイレまでの移動については「家の中を移動する」

でお聞きしますので、ここでの答えはいいりません。

にゆうよく  
「入浴する」

ふる からだ あら よくそう はい どうさ  
・お風呂で身体を洗ったり、浴槽に入る動作についての

しつもん  
質問です。ただし、いつもシャワー浴で浴槽に入らない方

は、いつものにゆうよくほうほう こと には、いつもの入浴方法でお答えください。また、にゆうよく

さい いふく ちゃくだつ き  
際の衣服の着脱についてはここではお聞きしません。

ふくしようぐ りよう ひとり  
・福祉用具を利用すれば一人でできる(またはいちぶかいじょ

い)場合は「一人でできる」(または「いちぶかいじょ ひつよう

てください。

いえ なか いどう  
「家の中を移動する」

じたくじしつ なか せいかつじょうひつよう いどう といれ い  
・自宅(自室)の中での、生活上必要な移動(トイレへ行

く、食事に行く、居間に行く、玄関に行く等)についての

しつもん  
質問です。

くるまいす つえとう ほそうぐ りよう とく かいじょ ひつよう  
・車椅子や杖等の補装具を利用すれば特に介助を必要

としない場合には「一人でできる」としてください。

くるまいすとう しょう ひとり じたく せま りよう  
・車椅子等を使用すれば一人でできるが、自宅が狭くて利用

できないなどのかんきょうじょう りゆう かいじょ う  
環境上の理由から介助を受けている

ばあい じかん ひとり  
場合は「時間をかければ一人でできる」としてください。

み まわ そうじ せいり  
身の回りの掃除、整理

じぶん しんぺん せいそう おこな まわ もの つか  
・自分の身の辺の清掃を行ったり、周りの物を使える

せいとん  
整頓をする。」

じょうたい せいりせいとん どうさ しつもん  
状態に整理整頓する動作についての質問です。

そうじ せいりせいとん そうじ せいりせいとん  
・掃除や整理整頓はできるが、掃除や整理整頓にこだわ



「洗濯をする」

せいかつ ししょう しょう ばあい いちぶ  
ってしまい生活に支障が生じるような場合には「一部

かいじょ ひつよう また ぜんぶかいじょ ひつよう  
介助が必要」又は「全部介助が必要」としてください。

しせつ ひろ ばしょ ひとり じたく かぎ  
・施設などの広い場所では一人でできたが、自宅の限られた

かいじょ ひつよう ばあい じかん ひとり  
スペースでは介助を必要とする場合は「時間があれば一人  
でできる」としてください。

いふく せんたくきなど りよう あら ほ かんそうきりよう  
・衣服を洗濯機等を利用して洗い、それを干し(乾燥機利用

か いりよう しゅうのう どうさ しつもん  
も可)、衣料を収納する動作についての質問です。

しせつ びょういん じぶん じたく ききとう  
・施設や病院などでは自分でできたが、自宅では機器等の

かんけい かいじょ ばあい じかん  
関係で介助してもらっている場合には「時間をかければ

ひとり  
一人でできる」としてください。

「日常の買い物をする」

しょくりようひんとう にちじょうせいかつ かん か もの かん  
・食料品等の日常生活に関する買い物に関する

しつもん もくてき しょうてん い  
質問です。目的とする商店に行くことができるのか、

ひつよう しなもの せんたく しょうてん  
必要な品物を選択することができるのか、商店とのやり

こうにゅう しょうひん てきせつ も かえ  
とりはできるのか、購入した商品を適切に持ち帰れる

うかが きんせん う はら  
のかを伺います。なお、金銭の受け払いについては

きんせんかんり き こた  
「金銭管理をする」でお聞きしますので、ここでの答えはい  
りません。

きんせんかんり  
「金 銭 管 理 を す る」

きんせんかんかく うむ じょうきょう おう きんせん じゅじゆ  
・ 金 銭 感 覚 の 有 無 、 状 況 に 応 じ た 金 銭 の 授 受 、  
しょうひん こうにゆうじ しはら けいざいかつどう かん  
商 品 の 購 入 時 の 支 払 い な の の 経 済 活 動 に 関 す る  
しつもん  
質 問 で す 。

にちじょう せいかつ じりつ しえん じぎょう せいねん こうけんせいど  
・ 日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 や 成 年 後 見 制 度 の  
りようしゃ いちぶかいじょ ひつよう  
利 用 者 は 、 「 一 部 介 助 が 必 要 」 と し て く だ さ い 。

いちじる むだづか しょうどうてき か もの しえん  
・ 著 しい 無 駄 使 い 、 衝 動 的 な 買 い 物 な ど に よ り 支 援 が  
ひつよう ばあい しえんじょうきょう いちぶかいじょ  
必 要 な 場 合 は 、 そ の 支 援 状 況 に よ り 「 一 部 介 助 が  
ひつよう また ぜんぶかいじょ ひつよう  
必 要 」 又 は 「 全 部 介 助 が 必 要 」 と し て く だ さ い 。

ふくやくかんり  
「服 薬 管 理 を す る」

いりょうきかん とうやく いやくひん しじ したが  
・ 医 療 機 関 か ら 投 薬 さ れ た 医 薬 品 を 、 指 示 に 従 っ て  
ふくよう とふ いやくひん てきせつ かんり  
服 用 ・ 塗 布 な ど す る こ と 、 ま た 医 薬 品 を 適 切 に 管 理 で き る  
かん しつもん  
か に 関 す る 質 問 で す 。

ふくやく いやくひん かんり じぶん ほうもん  
・ 服 薬 や 医 薬 品 の 管 理 は 自 分 で や っ て い て も 、 訪 問  
かんごしとう ふくやくかんり う ばあい いちぶかいじょ  
看 護 師 等 に よ る 服 薬 管 理 を 受 け て い る 場 合 は 「 一 部 介 助  
ひつよう  
が 必 要 」 と し て く だ さ い 。

ふくやく じぶん ふくやく わす かぞく こえか  
・ 服 薬 は 自 分 で で き る が 、 服 薬 を 忘 れ る の で 家 族 が 声 掛 け  
いやくひん かんり ばあい みまも こえか  
し た り 、 医 薬 品 を 管 理 し て い る 場 合 は 、 「 見 守 り や 声 掛 け が  
あ れ ば で き る 」 と し て く だ さ い 。

かど くすりの かぞく ふくやく かんり  
・ 過 度 に 薬 を 飲 ん だ り す る た め 家 族 が 服 薬 を 管 理 し て い る  
ばあい ぜんぶかいじょ ひつよう  
場 合 に は 「 全 部 介 助 が 必 要 」 と し て く だ さ い 。

ふくやく いりようきかん ちゆうしゃ じたく  
・服薬をしていない、医療機関での注射などで自宅での  
とうやく ばあい けいけん きかい  
投薬がない場合には「経験がない・機会がない」としてくだ  
さい。

じぶん いし つた  
「自分の意思を伝える」

じぶん いし ほか ひと つた かん  
・自分の意思を他の人に伝えることができるかに関する  
しつもん  
質問です。ここでは言葉やおんせい につた  
によって伝えるだけではな  
く、じぶん おも ことば ひと はな  
自分の思いを言葉にできるか、人に話しかけられるかな  
ど 幅 広い意味でのコミュニケーションについてお つかが  
伺いします。

とくてい ひと かぞく ゆうじん みぢか ひとびと  
・特定の人とは、家族や友人など身近な人々やかかりつ  
けの いりようきかん いし かんごし つかしよ しせつ  
医療機関の医師や看護師など、通所している施設の  
しよくいん ほんにん しょうがい りかい かつ  
職員などの本人の障害などを理解している方のこと  
です。

とくてい ことがら しょくじ といれ ほんにん とくてい ひと  
・特定の事柄とは、食事やトイレなど、本人と特定の人  
との あいだ ごうい  
間で合意されているものだけということです。

しゅわつうやくとう しゅわつうやく ほか ようやくひつき ゆび  
・手話通訳等とは、手話通訳の他に要約筆記、指  
てんじとうちようかくきのう か  
点字等聴覚機能に代わるものです。

あいて いし りかい  
「相手の意思を理解する」

じぶんいがい たしや こみゆにけーしょん かん  
・自分以外の他者とのコミュニケーションができるのかに 関す

しつもん ことば おんせい つた  
る質問です。ここでは言葉や音声によって伝わるかだけで

あいて はつげん りかい かいわ せいりつ  
なく、相手の発言を理解できるのか、会話が成立するの

はばひろ いみ こみにゆけーしょん うかが  
かなど幅広い意味でのコミュニケーションについてお伺いし  
ます。

とくてい ひと かぞく ゆうじん みぢか ひとびと  
・特定の人とは、家族や友人など身近な人々やかかりつ

いりょうきかん いし かんごし つうしょ しせつ  
けの医療機関の医師や看護師など、通所している施設の

しょくいん ほんにん しょうがい りかい かた  
職員などの本人の障害などを理解している方のこと  
です。

とくてい ことがら しょくじ といれ ほんにん とくてい ひと  
・特定の事柄とは、食事やトイレなど、本人と特定の人

あいだ ごうい  
との間で合意されているものだけということです。

しゅわつうやくとう しゅわつうやく ほか ようやくひつき ゆび  
・手話通訳等とは、手話通訳の他に要約筆記、指

てんじとうちょうかくきのう か  
点字等聴覚機能に代わるものです。

いりょうてきけあ つういん  
「医療的ケア」(通院

ざいたく せいかつ うえ ひつよう いりょうてきけあ かん  
・在宅で生活する上で必要とされる医療的ケアに 関

や ざいたく  
在宅における

しつもん ふくやくかんり ふくやくかんり  
する質問です。ただし、服薬管理については「服薬管理を

いりょうてき しえん  
医療的な支援の

き こた  
する」でお聞きしますので、ここでのお答えはいりません。

ひつようせい  
必要性)

じこどうによ う とく ほうもんかんごしとう じょうじ  
・自己導尿されており、特に訪問看護師等から常時の

しどう ふよう ばあい きにゆう ふよう  
指導が不要な場合は記入は不要です。

た いりょうきかん しょうほう けあ いし  
・その他には、医療機関から処方されたケア、医師や

とい  
問 11

どのような <sup>げんいん</sup>原因で

<sup>しょうがい</sup>障害 <sup>も</sup>をお持ちになりましたか。

<sup>かんごしとう</sup>看護師等の <sup>しじ</sup>指示や <sup>かんり</sup>管理の下で <sup>もと</sup>行 <sup>おこな</sup>われるものを <sup>きにゆう</sup>記入してください。

<sup>しょうがい</sup>「障害」(<sup>せいかつ</sup>生活のしづらさ)の <sup>げんいん</sup>原因について <sup>せんたくし</sup>選択肢 1

～7までのうち <sup>あ</sup>当てはまるものに○をしてください。

1 <sup>びょうき</sup>病気

<sup>なん</sup>何らかの <sup>びょうき</sup>病気が <sup>げんいん</sup>原因のもの。

2 <sup>じこ</sup>事故・けが

<sup>こうつうじこ</sup>交通事故や <sup>げんいん</sup>けがが原因のもの。 <sup>せんさい</sup>戦災や、<sup>ろうどうさいがい</sup>労働災害による <sup>しょうがい</sup>傷害 <sup>ふく</sup>を含みます。

3 <sup>さいがい</sup>災害

<sup>ふうすいがい</sup>風水害、<sup>じしん</sup>地震、<sup>かさい</sup>火災、<sup>せんさい</sup>戦災などによって <sup>う</sup>受けた <sup>しょうびょう</sup>傷病 <sup>げんいん</sup>が原因のもの

4 <sup>しゅっしょうじ</sup>出生時の <sup>そんしょう</sup>損傷

<sup>かんしぶんべん</sup>鉗子分娩などによる <sup>とうぶ</sup>頭部の <sup>そんしょう</sup>損傷など

5 <sup>かれい</sup>加齢

<sup>じこ</sup>事故や <sup>びょうきがい</sup>病気以外の <sup>かれい</sup>もので、<sup>ねんれい</sup>加齢(年齢)によるもの

6 <sup>た</sup>その他

1～5に <sup>ぶんるい</sup>分類 <sup>う</sup>することができないものや <sup>とき</sup>生まれた時からのも  
の。

7 ふめい  
不明

なに げんいん わ  
何が原因か分からないもの

とい  
問12

これまで <sup>ちてきしょうがい</sup>知的障害とし

<sup>はんてい しんだん</sup>て判定・診断された  
ことはありますか。

とい  
問13

これまで <sup>はつたつしょうがい</sup>発達障害と

<sup>しんだん</sup>して診断されたことはあ  
りますか。

とい  
問14

これまで <sup>こうじのうきのう</sup>高次脳機能

<sup>しょうがい</sup>障害として <sup>しんだん</sup>診断

されたことはありま  
すか。

とい  
問15

おおむ <sup>かげつくない</sup>概ねこの6ヶ月以内

に、<sup>しんたいき また</sup>身体的又は

<sup>せいしんてき ぐあい</sup>精神的に具合が

これまでに <sup>ちてきしょうがい</sup>知的障害や <sup>せいしん はつたつちたい</sup>精神発達遅滞と判定、

<sup>しんだん う</sup>診断を受けたことがある場合は「1」に○をしてください。

<sup>りょういくてちょう も</sup>療育手帳を持っている人は <sup>ひと かいとう</sup>回答する <sup>ひつよう</sup>必要はありません。

ん。(問16-(1)で聞きます)

これまでに <sup>はつたつしょうがい</sup>発達障害と <sup>しんだん</sup>診断されたことがある場合は「1」

に○をしてください。

<sup>はつたつ しょうがい</sup>発達障害とは、<sup>あすべるがー しょうこうぐん</sup>アスペルガー症候群 <sup>た</sup>その他の

<sup>こうはんせい</sup>広汎性 <sup>はつたつ しょうがい</sup>発達障害、<sup>がくしゅう しょうがい</sup>学習障害、

<sup>ちゅういけっかんたどうせいしょうがい</sup>注意欠陥多動性障害などをいいます。

これまでに <sup>こうじのうきのうしょうがい</sup>高次脳機能障害と <sup>しんだん</sup>診断されたことがある場合

は「1」に○をしてください。

<sup>いちじてき かせ</sup>一時的な風邪や <sup>のぞ つぎ</sup>けがによるものを除き、次のような場合は

「1」に○をして問15-(1)に進んで下さい。

・10頁の問15-(1)の【<sup>しょうがい</sup>障害の<sup>しょうじょう</sup>症状】にあてはまる

<sup>しょうじょう</sup>症状があった方。

わる  
悪いところがありますか。

・10頁の間15-(1)の【障害の症状】にあてはまる

症状を予防するために通院または薬を服用している

かた  
方。

・その他、身体的または精神的に具合が悪いところがあ

かた  
る方。

とい  
問15-(1)

とい 問15で「1」と回答した方のみに聞きます。

あなたの症状はどの  
ようなものですか。

おも 主な症状を3つまで選んで○をして補問2に進んでくださ  
い。

1~35に当てはまる症状がない場合、選択に迷う場合

は、「36 その他」に○をつけ( )にその症状を書いてくださ  
い。

例: ストマのある方は、「36 その他」にその旨を記入してく  
ださい。

とい  
問15-(2)

とい 問15で「1」と回答した方のみに聞きます。

どのような病気で体

10頁の間15-(1)の症状の原因と思われるものを3つ

の具合が悪い状態

まで選んで○をしてください。

が生じていますか。

1~39に当てはまる病気の名前がない場合、選択に迷う

場合は、「40 その他」に○をつけ( )にその病気の名前を

書いてください。病気の名前が分からない場合は「41 その他」

に○をつけてください。

とい  
問 16

しょうがいしゃ かん  
障害者に関する

てちょう も  
手帳をお持ちですか。

しょうがいしゃ かん てちょう しんたいしょうがいしゃ てちょう  
障害者に関する手帳(身体障害者手帳や

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も  
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの

ばあい  
場合には「1」に○をして問16-(1)に進んでください。

しょうがいしゃ かん てちょう も ばあい  
障害者に関する手帳をお持ちでない場合には「2」に○

をして(5)に進んでください。

とい  
問 16-(1)

(しょうがいしゃ  
障害者のための

てちょう も かた  
手帳を持っている方)お

も てちょう しゅるい  
持ちの手帳の種類は  
どれですか。

とい かいとう かた き  
問 16 で「1」と回答した方のみに聞きます。

しんたいしょうがいしゃ てちょう も ばあい  
「身体障害者手帳」を持っている場合には「1」に○をし

て問16-(2)に進んでください。

りょういくてちょう す あいごてちょう  
「療育手帳(住んでいるところによって愛護手帳、みどり

てちょう あい てちょう い も ばあい  
の手帳、愛の手帳とも言います)」を持っている場合には

「2」に○をして補問3に進んでください。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も ばあい  
「精神障害者保健福祉手帳」を持っている場合には

「3」に○をして(4)に進んでください。

とい  
問 16-(2)

(しんたい しょうがいしゃ  
身体障害者

てちょう も かた  
手帳を持っている方)

しんたいしょうがい しゅるい  
身体障害の種類

とうきゅう  
と等級はどのように

とい かいとう かた き  
問 16-(1)で「1」と回答した方のみに聞きます。

てちょう か しょうがい しゅるい とうきゅう  
手帳に書いてある障害の種類、等級に○をしてくださ

い。

さいご そうごうはんてい らん がいとうとうきゅう  
最後に「総合判定」欄の該当等級に○をしてくだ



にんてい  
認定されていますか。

さい。

とい  
問16-(3)

りょういくてちょうとう も  
(療育手帳等を持つ

ている かつ ちてきしょうがい  
方)知的障害

の とうきゅう  
等級はどのように

はんてい  
判定されていますか。

りょういくてちょうとう きさい  
療育手帳等に記載さ

れている とうきゅう こと  
等級をお答え

ください。

とい  
問16-(4)

せいしんしょうがいしゃほけん  
(精神障害者保健

ふくしてちょう も  
福祉手帳を持っている

かつ せいしんしょうがい  
方)精神障害の

の とうきゅう  
等級はどのように

はんてい  
判定されていますか。

せいしんしょうがいしゃほけん  
精神障害者保健

ふくしてちょう きさい  
福祉手帳に記載されて

いる とうきゅう こと  
等級をお答えくだ

さい。

とい  
問16-(1)で「2」と回答した方のみに聞きます。

てちょう か ていど なか か  
手帳に書いてある程度を口の中に書いてください。

とい16  
問16-(1)で「3」と回答した方のみに聞きます。

てちょう か とうきゅう  
手帳に書いてある等級にあてはまるものに○をしてくださ

い。

とい  
問 16-(5)

( しょうがいしゃ  
障害者のための

てちょう も  
手帳を持っていない

かた しょうがいしゃ  
方) 障害者のための

てちょう も りゆう  
手帳を持っていない理由

なん  
は何ですか。

とい  
問 17

げんざい いりよう  
現在、どのくらい医療

きかん  
機関にかかっています

か。

とい  
問 18

こうひ ふたん いりようせいど  
公費負担医療制度を

りよう  
利用していますか。

とい かいとう かた き  
問 16 で「2」と回答した方 のみに聞きます。

も りゆう  
も 持っていない理由としてあてはまるものに○をしてください。

いちじてき かぜ のぞ しんたいてき せいしんてき  
一時的な風邪やけがを除き、身体的または精神的に

ぐあい わる いりようきかん かいすう  
具合が悪いために医療機関にかかっている回数です。こ

さいきん じょうきよう ちか  
こ最近のおおよその状況でもっとも近いものに○をしてく  
ださい。

いりようひ こうひふたんせいど き  
医療費の公費負担制度について聞きます。

つうじょう こうてきいりようほけん きょうかい くみあいけんぽ  
通常の公的医療保険(協会けんぽ、組合健保、

こくみんけんこうほけん せんいんほけん ひやといけんこうほけん  
国民健康保険、船員保険、日雇健康保険、

きょうさいくみあい こうきこうれいしゃいりようせいど いがい こうてき  
共済組合、後期高齢者医療制度)以外の公的な

いりようひふたんせいど りよう ばあい  
医療費負担制度を利用している場合は、1～6のあてはまる  
ものに○をしてください。

みんかん いりようほけん ふく  
民間の医療保険は含みません。

りよう かた りよう りよう ばあい  
利用していない方で、利用したいが利用できない場合は「7」に

いがい  
○を、それ以外は「8」に○をしてください。

とい  
問 19

しょうがいしゃじりつしえんほう  
障害者自立支援法

による ふくし さーびす  
福祉サービスを

りよう  
利用していますか。

しょうがいしゃじりつしえんほう ふくし さーびす りよう かた  
障害者自立支援法による福祉サービスを利用している方

は「1」に○をして ほもん すす  
補問に進んでください。

りよう りよう ばあい りよう  
利用したいが、利用ができない場合は「2」に、利用していない

ばあい  
場合は「3」に○をしてください。

しょうがいしゃじりつしえんほう ふくし さーびす つぎ  
障害者自立支援法による福祉サービスには 次のような

さーびす  
サービスがあります。

かいごきゆうふ きょたくかいご ほーむへるぷ、じゅうどほうもん  
<介護給付> 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問

かいご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん じどう  
介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童

でいさーびす たんきにゆうしょ しょーとすてい りょうようかいご  
デイサービス、短期入所(ショートステイ)、療養介護、

せいかつ かいご しせつ にゆうしょ しえん きょうどう せいかつ かいご  
生活介護、施設入所支援、共同生活介護

けあほーむ  
(ケアホーム)

くんれんとうきゆうふ じりつくんれん しゅうろういこうしえん しゅうろう  
<訓練等給付> 自立訓練、就労移行支援、就労

けいぞくしえん きょうどうせいかつえんじょ ぐるーぷほーむ  
継続支援、共同生活援助(グループホーム)

ほそうぐ きゆうふ  
<補装具の給付>

ちいき せいかつ しえん じぎょう そうだん しえん じぎょう  
<地域生活支援事業> 相談支援事業、

こみゆにけーしょんしえんじぎょう しゅわつうやく ようやくひつき てんやく  
コミュニケーション支援事業(手話通訳・要約筆記、点訳

とう おこなもの はけんとう にちじょうせいかつようぐ  
等を行う者の派遣等)、日常生活用具

きゆうふじぎょう 이동しえんじぎょう がいどへるぶ、 ちいきせいかつ  
給付事業、移動支援事業(ガイドヘルプ)、地域生活

しえんせんたーじぎょう にっちゅういちじしえんじぎょう せいかつしえん  
支援センター事業、日中一時支援事業、生活支援

じぎょう ふくしほーむじぎょう ほうもんにゆうよくさーびす じちたい  
事業、福祉ホーム事業、訪問入浴サービスなど(自治体

さーびす こと  
によってサービスが異なります)

問19-(1)

問19で「1」と回答した方に聞きます。

さーびす りよう  
(サービスを利用している

しょうがいていどくぶん にんてい う かた  
障害程度区分の認定を受けた方は「1」に○をし、

かた しょうがいていどくぶん  
方) 障害程度区分

はんてい う しょうがいていどくぶん ない  
判定を受けた障害程度区分を( )内の1~6のあてはま

にんてい う  
の認定を受けています

すうじ  
る数字に○をしてください。

か。また、認定を受けて

にんてい う ひがいてう はんてい かた  
認定を受けたものの非該当と判定された方は「2」に○を

いる方は、障害程度

してください。

くぶん  
区分はいくつですか。

にんてい う ばあい  
認定を受けていない場合は「3」に○をつけてください。

げんざいしんせいちゅう ばあい  
現在申請中の場合も「3」に○をしてください。

問20

かigoほけんほう さーびす りよう ばあい  
介護保険法によるサービスを利用している場合は「1」に○を

介護保険法による

して問20-(1)に進んでください。

さーびす りよう  
サービスを利用しています

かigoほけんほう さーびす りよう りよう ばあい  
介護保険法によるサービスを利用したいが利用できない場合

か。

は「2」に、利用していない場合は「3」に○をして問21に進んでください。

問20-(1)

問20で「1」と回答した方に聞きます。

さーびす りよう  
(サービスを利用している

かigoほけん ようかigoにんてい がいてう ようかigo  
介護保険による要介護認定で該当する要介護度に○